

認証官任命(検事長)

人閣議第 八九号

案 平成二年四月三日

決定 平成十一年四月十三日
裁可 平成十一年四月十六日
平成十二年四月三日

施行 平成二年四月二六日
平成 年 月 日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣参事官

洞

合

閣

内

陣 内	国務大臣	中 川	国務大臣
高 村	国務大臣	与 謝 野	国務大臣
宮 澤	国務大臣	川 崎	国務大臣
有 馬	国務大臣	野 田	国務大臣
宮 下	国務大臣	堺 屋	国務大臣
甘 利	国務大臣	太 田	国務大臣
石 中	国務大臣	柳 泷	国務大臣

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

五 五 五 五 五 五 五

検事長に任命する

検 事 石 川 達 紘

一級に叙する

法務省人任第986号
平成11年4月20日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、本月13日付で退官し欠員となっている東京高等検察庁検事長に名古屋高等検察庁検事長村山弘義を、その後任に福岡高等検察庁検事長吉村徳則を、その後任に東京地方検察庁検事正石川達絃をそれぞれ充てようとするものです。

記

東京地方検察庁検事正 検事 石川達絃

検事長に任命する
一級に叙する

(平成11年4月26日付け)

1 丁		法務省		出生年月日	旧 氏 名	氏 名	出生地	現住所	本籍
年	月	日	事						
三七	三	中央大学法学部卒業	事	昭和一四年 四月 四日	石川 達紘	いし かわ たつ ひろ			
二九	二九	司法試験第二次試験合格	項						
四〇	四	司法修習生を命ずる	年						
四一	四	司法修習生の修習終了	月						
四二	八	岡山地方検察庁検事に任命する	日						
一一	八	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	事						
一二	二〇	横浜地方検察庁検事に配置換する							
三〇	一九	東京地方検察官事務取扱を命ずる							
東京地方検察庁検察官事務取扱を免する									
東京高等検察庁		法務省	最高裁判所	司法試験管理委員会					

2 丁		省務法		年月日		事項		石川達紘	
四八	三	二二三	横浜地方検察庁検事に配置換する	昭和四四	一	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	東京高等検察庁
				〃	六	二	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	東京高等検察庁
				〃	一〇	一二	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	〃	〃
				〃	三	二一	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	〃	〃
				〃	一八	二一	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	〃	〃
				〃	八	二二	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	東京高等検察庁
				〃	六	二六	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	東京高等検察庁	東京高等検察庁
				八	一五	一五	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	東京高等検察庁
				〃	七	一五	松山地方検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁	東京高等検察庁

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	石川達紘
法	務	務	務	年	月	日	事	項	法務省
五〇	三	二四	東京地方検察庁検事に配置換する						
五三	三	二四	札幌地方検察庁検事に配置換する						
五四	四	一	札幌地方検察庁総務部長を命ずる						
五五	四	一	東京地方検察庁検事に配置換する						
五六	四	一	法務省訟務局付に充てる						
五九	一〇	一〇	かねて法務総合研究所教官に充てる						
六〇	三	二五	法務省訟務局参事官に充てる						
五七	三	二五	法務総合研究所教官に充てることを解く						
三	二五	二五	パラグアイ、ブラジル及びアルゼンチンへ出張を命ずる						
六〇	三	二五	出張期間は昭和五六年一〇月二日から同月二五日までとする						
			外務事務官（大臣官房領事移住部）に併任する						
			（期間は昭和五六年一〇月二十五日までとする）						
		外務省	法務省訟務局参事官に充てることを解く						
		外務省	東京高等検察庁検事に配置換する						

4 丁		法務省						石川達紘
年	月	日	事	項	法務省	石川達紘		
昭和六一	九	一	東京地方検察庁検事に併任する					
昭和六一	九	一	法務省刑事局刑事課長に充てる					
昭和六一	九	一	東京地方検察庁検事の併任を解除する					
昭和六一	九	一	法制審議会幹事に併任する					
昭和六一	九	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
昭和六二	六	一	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする					
昭和六三	二	一五	スペイン、フランス、イスラエル、西ドイツ、連合王国及びアメリカ合衆国へ出張を命ずる					
昭和六三	二	一五	出張期間は昭和六三年三月七日から同年四月一日までとする					
昭和六三	二	一五	法務大臣官房会計課長に充てる					
昭和六三	二	一五	第一一二回国会政府委員を命ずる					
昭和六三	二	一五	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる					
昭和六三	二	一六	任期は昭和六三年六月三〇日までとする					
昭和六三	二	一六	法制審議会幹事の併任を解除する					
昭和六三	二	一六	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる					
昭和六三	二	一六	第一一回国会政府委員を命ずる					
昭和六三	二	三〇	東京地方検察庁検事に配置換する					
平成元	九	一二	東京地方検察庁特別検査部長を命ずる	内閣	法務省	法務省	石川達紘	

6 丁

法務省										年	月	日	事項	石川達紘
平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省							
八	四	五	最高検察庁検事に配置換する											
八	四	五	最高検察官特別考試審査会臨時委員に併任する											
六	二六	二六	法務審議会刑法部会委員に併任する											
一	二六	二六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する											
三	三	三	併任の期間は平成八年一二月三一日までとする											
五	五	五	最高検察庁公判部長を命ずる											
七	七	七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する											
八	八	八	法務審議会刑法部会委員の併任を解除する											
九	九	九	ペルー及びヴェネズエラへ出張を命ずる											
一三	一三	一三	出張期間は平成八年一〇月一二日から同月二六日までとする											
二六	二六	二六	東京地方検察庁検事正に配置換する											
一七	三	三	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる											
			最高裁判所	法	務	省								